

平成 年分 特定株式等 特定外国株式 の異動状況に関する調書

特例適用者 又は承継特 例適用者	住所又は居所				
	氏 名		特例適用者 承継特例適用者		
年 月 日	事 由	受 入 又 は 取 得		交 付 又 は 譲 渡 等	
		株 式 数	権 利 行 使 価 額	株 式 数	譲 渡 の 対 価 の 額
		株	円	株	円
年 末 残 高		株	口座の開設日(期間)又は 信託の開始日(期間)	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	
発行会社 又は 特定外国 株式会社	所在地				
	名 称				
(摘要)					
金融商品 取引業者等 又は 認定事業会社	所在地				
	名 称	(電話)			
整 理 欄	①	②			

平成 年分 特定株式等 特定外国株式 の異動状況に関する調書

特例適用者 又は承継特 例適用者	住所又は居所				
	氏 名		特例適用者 承継特例適用者		
年 月 日	事 由	受 入 又 は 取 得		交 付 又 は 譲 渡 等	
		株 式 数	権 利 行 使 価 額	株 式 数	譲 渡 の 対 価 の 額
		株	円	株	円
年 末 残 高		株	口座の開設日(期間)又は 信託の開始日(期間)	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	
発行会社 又は 特定外国 株式会社	所在地				
	名 称				
(摘要)					
金融商品 取引業者等 又は 認定事業会社	所在地				
	名 称	(電話)			
整 理 欄	①	②			

【特定株式等・特定外国株式の異動状況に関する調書】

※様式はB4用紙1枚に調書2枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この調書は、法第29条の2第6項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書（以下この表において「特定株式等の異動状況に関する調書」という。）又は法第29条の3第5項に規定する特定外国株式の異動状況に関する調書（以下この表において「特定外国株式の異動状況に関する調書」という。）について使用すること。
- 2 この調書を、特定株式等の異動状況に関する調書として提出する場合における記載の要領は、次による。
 - (1) この調書の表の「特定外国株式」の字句を抹消すること。
 - (2) 「住所又は居所」の欄には、その年12月31日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (3) 「特例適用者」又は「承継特例適用者」の欄には、いずれか該当する方に○印を付すこと。
 - (4) 「事由」の欄には、株式分割、併合、無償割当て、合併、分割型分割、株式交換、株式移転、取得事由の発生、取得決議、譲渡、解約、承継、終了のように記載すること。
 - (5) 「権利行使価額」の欄には、新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により交付をされた株式を受け入れた場合における当該行使に係る権利行使価額を記載すること。
 - (6) 「譲渡の対価の額」の欄には、法第29条の2第1項第6号に規定する取決めに従って譲渡がされた場合における当該譲渡の対価の額を記載すること。
 - (7) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 法第29条の2第4項に規定する特例適用者（2において「特例適用者」という。）又は同項に規定する承継特例適用者（2において「承継特例適用者」という。）の住所又は氏名が付与契約締結時の住所又は氏名と異なる場合（口座の開設日又は信託の開始日の属する年分に限る。）当該付与契約締結時の住所及び氏名
 - ロ 特例適用者又は承継特例適用者の納税管理人が明らかでない場合 その氏名及び住所又は居所
 - ハ 特例適用者又は承継特例適用者の死亡の事実を知った場合 その旨及び当該特例適用者又は承継特例適用者の死亡年月日
 - ニ 承継特例適用者について記載する場合（口座の開設日又は信託の開始日の属する年分に限る。）被相続人の氏名及び死亡時における住所並びに死亡年月日
 - ホ 発行会社の所在地又は名称に変更があった場合 変更前の所在地又は名称
 - (8) 特定株式又は承継特定株式のうちに施行令第19条の3第9項に規定する分割承継法人株式会社又は分割承継親法人株式会社（以下この表において「分割承継法人株式会社等」という。）が含まれている場合には、当該分割承継法人株式会社等と当該分割承継法人株式会社等以外の特定株式又は承継特定株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社又は特定外国株式会社」の欄に当該分割承継法人株式会社等に係る所得税法施行令第113条第1項に規定する分割承継法人及び分割承継親法人の所在地及び名称を記載し、「摘要」の欄に同項に規定する分割法人の所在地及び名称を記載すること。「事由」の欄には、株式分割、併合、合併、分割型分割、新株の割当て、譲渡、解約、承継、終了のように記載すること。
- 3 この調書を、特定外国株式の異動状況に関する調書として提出する場合における記載の要領は、次による。
 - (1) この調書の表の「特定株式等」の字句を抹消すること。
 - (2) 「住所又は居所」の欄には、その年12月31日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (3) 「特例適用者」の欄に○印を付すこと。
 - (4) 「事由」の欄には、株式分割、併合、無償割当て、合併、分割型分割、株式交換、株式移転、取得事由の発生、取得決議、解散、付与契約の変更、相続、贈与、譲渡のように記載すること。
 - (5) 「受入又は取得」の「株式数」の欄には、施行令第19条の4第7項に規定する特例適用者（3において「特例適用者」という。）が同項に規定する特定取得（3において「特定取得」という。）をした同項に規定する特定外国株式（同条第9項の規定により特定取得をしたものとみなされたものを含む。3において「特定外国株式」という。）の数を記載すること。
 - (6) 「権利行使価額」の欄には、特例適用者が新株予約権の行使の際に払い込んだ金額を記載すること。
 - (7) 「交付又は譲渡等」の「株式数」の欄には、特例適用者が譲渡（施行令第19条の4第7項に規定する譲渡をいう。以下この表において同じ。）又は贈与をした特定外国株式に係る同一銘柄株式（同項に規定する同一銘柄株式をいう。）の数を記載すること。
 - (8) 「譲渡の対価の額」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。
 - イ 法第29条の3第3項の規定により特定外国株式の譲渡があつたものとみなされた場合 同項各号に掲げる事由が生じたときにおける当該特定外国株式の価額
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 特定外国株式の譲渡その他の事由による異動により特例適用者が支払を受けた対価の額又は交付を受けた金銭その他の資産の額
 - (9) 「年末残高」の欄には、その年12月31日における施行令第19条の4第10項に規定する特定残株数を記載すること。
 - (10) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄に、それぞれ次に定める事項を記載すること。
 - イ 特例適用者の住所又は氏名が付与契約締結時（当該付与契約が法第29条の3第1項第6号に掲げる要件を満たすために変更がされたものである場合には、当該変更の日。イにおいて同じ。）の住所又は氏名と異なる場合（当該特定取得をした日の属する年分に限る。）当該付与契約締結時の住所及び氏名
 - ロ 特例適用者の納税管理人が明らかでない場合 その氏名及び住所又は居所
 - ハ 特例適用者の死亡の事実を知った場合 その旨及び当該特例適用者の死亡年月日
 - ニ 認定事業会社又は特定外国株式会社（法第29条の3第1項に規定する特定外国株式会社をいう。）の所在地又は名称に変更があつた場合 変更前の所在地又は名称

(11) 特定外国株式のうち分割承継法人株式等が含まれている場合には、当該分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等以外の特定外国株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社又は特定外国株式会社」の欄に当該分割承継法人株式等に係る所得税法施行令第113条第1項に規定する分割承継法人及び分割承継親法人の所在地及び名称を記載し、「摘要」の欄に同項に規定する分割法人の所在地及び名称を記載すること。

4 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。